

耐震改修を行った住宅に対する固定資産税の減額制度

一定の耐震改修工事を行った住宅について固定資産税を減額する制度があります。

1 減額される家屋の要件について

家屋の種類	・ 昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅であること ※併用住宅は居住部分が 2 分の 1 以上あるもの
工事の内容	・ 自己負担額が 50 万円（税込）を超えていること ・ 建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させる改修工事を 令和 13 年 3 月 31 日までの間に完了すること

2 減額される内容について

改修工事が完了した年の翌年度分について、当該家屋の床面積 120 m²までの固定資産税を 2 分の 1 減額します。

対象家屋が通行障害既存耐震不適格建築物に該当していた場合は 2 年度分減額されます。

3 申告の手続きについて

改修工事の完了後、**3か月以内**に以下の書類を税務課まで提出してください。

- (1) 耐震改修工事による固定資産税減額申告書
- (2) 増改築等工事証明書 または 住宅耐震改修証明書
- (3) 領収証の写し
- (4) 工事請負契約書の写し

4 注意事項

- ・ 「バリアフリー改修を行った住宅に対する固定資産税の減額制度」及び「省エネ改修を行った住宅に対する固定資産税の減額制度」との併用はできません。
- ・ この減額措置は、一戸につき一度しか受けることができません。
- ・ 土地についての減額はありません。

※ 改修により長期優良住宅となった場合

改修により認定長期優良住宅となった場合は、改修工事が完了した年の翌年度分について、当該家屋の床面積 120 ㎡までの固定資産税を 3 分の 2 減額します。

(長期優良住宅の認定通知書の提出が必要になります)

詳しくはお問合せください。

—問合せ先—

〒932-8611

富山県小矢部市本町 1 番 1 号

小矢部市 総務部 税務課 資産税担当

電話 0766-67-1760 (内線 709、722、726、727)